

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第5号
令和8年1月27日

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、次のとおり繰り上げます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 古河真人

投票区	投票所施設名	投票所を閉じる時刻
第二十一投票区	白川集会所	午後6時00分
上多田投票区	みどり会館	午後6時00分